

4-4 EU 木材規則の実施

イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱した。イギリス政府によると、11 か月の移行期間として、2020 年 12 月 31 日までは EU 木材規則が適用され、2021 年 1 月 1 日からイギリスの新しいルールが適用されることになる²⁸。さらに、イギリスの EU 木材規則管轄官庁 (OPSS 2019)²⁹は、デューデリジェンスに関する要件は同じであるが、その実施義務はイギリス市場に最初に出荷する木材輸入事業者が対象になる、と説明する。つまり、EU と合意がなされない場合、EU 諸国から輸入される木材・木材製品についてもデューデリジェンス義務が課せられることになると想定されている。しかしながら、EU からの木材・木材製品の輸入をどう取り扱うのかは、EU との離脱交渉の一部であり、2020 年後半に詳細が明らかになる予定である。

本章は、現在策定中の 2021 年以降から開始される制度ではなく、調査実施時 (2019 年 9 月) での、イギリスにおける EU 木材規則の施行と事業者の取組について報告する。

4-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

1) EU 木材規則実施のための国内法令

イギリス政府は、EU 木材規則に準拠する国内法として、「木材および木材製品 (市場への導入) 規則 2013」を定め、EU 木材規則と同じ 2013 年 3 月 3 日から施行を開始した。同規則は 4 部 17 条から構成される (表 4.10)。

²⁸ イギリス政府ウェブサイト (<https://www.gov.uk/guidance/trading-timber-imports-and-exports-if-theres-no-brexit-deal>)

²⁹ OPSS (2019) UK Timber Regulations and EU Exit [UK Timber Regulations Workshop 発表資料、リバプール、2019 年 9 月 24 日]

表 4.10 木材および木材製品（市場への導入）規則 2013³⁰

部	条
第 1 部 導入	1. 解釈
	2. 管轄官庁
	3. 検査
第 2 部 違反行為	4. 違反行為
	5. デューデリジェンスに関する防御のための主張
	6. 法人、パートナーシップ、非法人団体による違反行為
第 3 部 法の執行	7. 立ち入り検査の権限
	8. 検査の権限
	9. 押収の権限
	10. 検査官に対する妨害行為
	11. 是正措置の通告（Notice of Remedial Action）
	12. 是正措置の通告に対する異議の申し立て
	13. 罰則
	14. 取締り調査費用の回収
第 4 部 その他の規定	15. 執行力の制限
	16. 通知のサービス
	17. 法のレビュー

(1) 違反行為

第 4 条により以下の行為が違反とされる：

- (a) 違法に伐採された木材を市場に出荷すること（EU 木材規則第 4 条（1））
- (b) デューデリジェンス義務の不履行（EU 木材規則第 4 条（2））
- (c) デューデリジェンスシステムを維持し評価する義務の不履行（EU 木材規則第 4 条（3））
- (d) トレーサビリティ確保の義務の不履行（EU 木材規制第 5 条）
- (e) 記録保持の義務の不履行（EU 木材規制第 5 条（1））
- (f) 政府当局による検査の妨害
- (g) 是正措置の通告に対する不遵守

³⁰ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/233/contents/made>

(a) から (e) までの項目は、EU 木材規制で定められた木材・木材製品を EU 域内市場に最初に出荷する事業者 (Operator) と、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入する取引業者 (Trader) の義務であり、(f) 及び (g) はイギリス固有の取締りに関する規定である。これら項目のうち特に、(a) 違法伐採木材の EU 域内市場への出荷禁止と (b) で定められたデューデリジェンスの義務に関する違反については、第 5 条で「デューデリジェンスに関する防御のための主張」が事業者に認められている。(a) と (b) について違反を犯したとされる事業者は、デューデリジェンスシステムを適切に使用したことを示し反論することができる、としている。

(2) 取締りと罰則

国内法の第 3 部は政府当局による執行 (取締り) について規定している。第 7 条は、政府の検査官が EU 木材規則やその施行法の実施の取締りのために事業者の敷地に立ち入る権限があることを定めている。また、第 8 条に基づき、木材の他、貨物や器具なども検査対象となり、検査官はコンピューター上の文書や記録などを入手すること、そして検査のために木材のサンプルを取ることができる。第 9 条は、押収について規定している。検査官は、検査の対象となった者が違法材を EU 市場に持ち込んだ疑いがあると判断する合理的な根拠がある場合、木材製品を押収することができる。

第 11 条と 12 条は是正措置の通告³¹について定めている。デューデリジェンス義務とデューデリジェンスシステムを維持し評価することについて、検査官は違反と思われるケースに対して是正措置の通告を発行することができる。通告を受けた事業者は、指定された期日までに適切な措置を行う義務がある。通告に対して不服のある場合、事業者は裁判所に申立てをすることができる。

罰則は第 13 条にて規定され、第 4 条 (a) 違法に伐採された木材の市場への出荷、(b) デューデリジェンス義務の不履行、(c) デューデリジェンスシステムの維持と評価の不履行について、法律で定められる最大限を超えない罰金、もしくは 3 ヶ月以下の懲役、またはその両方が課せられる。それ以外の違反 ((d)~(g)) の場合は、5,000 ポンド以下の罰金となる。

2) EU 木材規則 実施のための執行体制

(1) 管轄官庁

イギリスの EU 木材規則管轄官庁 (Competent Authority: CA) は、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy and Industrial Strategy: BEIS) の製品安全・基準局 (Office for Product Safety and Standards: OPSS) である。OPSS は、国内で流通する製品が法律で定められた基準を満たしていることの実地確認、また民間事業者が

³¹ 詳細は、4-4-2 を参照

義務を果たすよう支援を行う政府機関であり、環境と森林行政を所管する Defra の代わりに EU 木材規則の管轄官庁の役割を果たす。EU 木材規則執行のための専属職員は、5 名割り当てられている。EU 木材規則を担当するチームは、ロンドン郊外のテディントンに位置する OPSS 事務所を本部とするが、ロンドンとバーミンガムにも事務所がある。バーミンガム事務所は FLEGT ライセンスの検査を担当する。

EU 木材規則執行のための年間予算は、60 万ポンド である。予算には、人件費、木材関連事業者に対する啓蒙活動とワークショップ費用、法執行活動の費用、検査のための木材製品購入費と樹種同定や産地検査費用が含まれる。

イギリスでは、OPSS の他、Defra も EU 木材規則の施行に関与している。例えば、2014 年に OPSS と協力して木材・木材製品の貿易について木材事業者に対してガイダンス³²を提供した。また、Defra は「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」（第 17 条）で定められた法のレビューを実施し、2018 年に報告書³³を作成した。

(2) 税関

EU 木材規則実施に関して、税関を管轄する歳入関税庁 (HM Revenue & Customs : HMRC) と UK Border Force の責務は「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」で規定されておらず、税関から OPSS に対して定期的に情報共有は行われない。OPSS は自ら、一般に公開されている貿易データベース (UK Trade Info Trade Inf)³⁴を確認する必要がある。OPSS は本データベースを用いて、事業者レベルの情報を確認することができる (図 4.4)。

³² OPSS and Defra (2014) Guidance for businesses trading in timber and timber-related products.
(<https://www.gov.uk/guidance/eu-timber-regulation-guidance-for-business-and-industry>)

³³ Defra (2018) Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013 Post Implementation Review.
(http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/233/pdfs/uksiod_20130233_en_001.pdf)

³⁴ <https://www.uktradeinfo.com/Pages/Home.aspx>

Page 1 of 2 (19 items)

Company Name	Comcode	Description	Month Imported	Address
	44	Wood and articles of wood; wood charcoal	May 2018, Jun 2018, Aug 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
	44071190	Pine "Pinus spp." sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. end-jointed a	Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jun 2018, Aug 2018, Nov 2018	THE CAUSEWAY
	44071990	Coniferous wood sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. pine "Pinus spp	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jun 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
	44072590	Dark red meranti, light red meranti and meranti bakau, sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thi	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
	44072799	Sapelli, sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. planed, sanded or end-	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018	THE CAUSEWAY

図 4.4 貿易データベース（UK Trade Info Trade Inf）で検索できる事業者の情報例

(3) 監視団体

EU 木材規則で定められた、木材・木材製品を EU の市場へ最初に出荷する事業者（オペレーター）は、デューデリジェンスを実施するに当たって、①当該事業者が独自に開発したデューデリジェンスシステムの使用、または②欧州委員会が認定した監視団体（Monitoring Organization: MO）が開発、提供するシステムの使用を選択できる。EU 木材規則第 8 条により、監視団体の役割は以下のように定められる：

- デューデリジェンスシステムを開発する
- 事業者にデューデリジェンスシステムを提供する
- 提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者がシステムを適切に使用しているかどうか確認する
- 繰り返しや重大な違反がある場合に管轄官庁に報告する

監視団体は、業務を遂行する上で利害関係のない民間企業や団体であり、EU 木材規則に定められた要件に基づき欧州委員会が承認、登録する。監視団体は、その活動内容について所在する国の管轄官庁からの検査を受けることになっている。2019 年 11 月時点で 13 組織が監視団体として登録しているが、イギリスで活動を登録している監視団体は、SGS と Soil Association の 2 団体である。「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」では、監視団体に関連する具体的な規則は記されていないが、監視団体は 2 年に一度、OPSS に報告書を提出し、OPSS は監視団体の活動についてレビューを行う³⁵。

³⁵ 詳細は、4-4-2 章を参照

4-4-2 EU 木材規則の実施

EU 木材規則の実施の状況を調査するために、イギリスの管轄官庁、監視団体、及び業界団体に対してインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

1) 管轄官庁による EU 木材規則の実施

(1) リスクベースアプローチ

OPSS による木材関連事業者に対する取締り・検査は、EU 域外から木材・木材製品を輸入する事業者だけを対象として、取引業者（トレーダー）に対しては行っていない。違法に伐採された木材を市場から排除するには、最初に市場へ木材・木材製品を出荷する事業者（オペレーター）への取締りを優先すべきであり、このことが効果的であるという認識である。

EU 木材規則第 10 条に基づき、OPSS は、合法性リスクと輸入量を検討した上で、該当する事業者を 10～15 事業者程特定して検査を実施するリスクベースアプローチを適用している。リスクベースアプローチによって、限られたスタッフと予算の中、効率よく検査、取締りを行うことが可能となっている。検査対象事業者を選定する基準は、原産国または加工国のリスク、製品リスク（合板等）、樹種リスクである。OPSS は、6 か月毎（4 月～10 月及び 10 月～4 月）に以下のプロセスで検査を実施している：

- 検査対象とする国や木材製品の輸入量が多い事業者を特定
- 対象とする国の法令情報の調査
- 検査対象事業者のデューデリジェンスシステムの検査
- 結論

さらに、検査の一環として OPSS は、検査対象事業者の製品を購入し³⁶、民間の検査機関である EPSL（European Plant Science Laboratory: EPSL）と Agroislab に樹種と原産地検査を依頼、実施している。これまでのケースでは、樹種と産地同定検査は、事業者がどこまでデューデリジェンスを実施したか検証するために使っているが、将来的には、伐採の合法性、または違法性を示す証拠として利用できることを OPSS は期待している。

検査対象とするオペレーターの選定には、税関の情報が不可欠であるが、上述のとおり、税関を管轄する歳入関税庁と UK Border Force の責務は EU 木材規則実施に関して規定されていない。入関税庁は通関に必要な文書を確認するだけで、木材の合法性に関する確認は行わない。OPSS は、自ら貿易データベースを確認する必要がある。検査対象オペレーターの選定には、NGO や市民社会からの報告書や個別の通報情報による場合もある。また、過

³⁶ OPSS が検査機関に送るサンプルの数は年ごとに代わるが、検査対象事業者の内、約 50～75%となっている。

去に行った検査で違反が発覚したオペレーターも検査の対象としている。

イギリスでは、これまでに原産国（ウクライナ、カメルーン、コートジボアール、コンゴ民主共和国、南米諸国、ロシア）、製品では合板（中国産）とMDF、家具（トルコ産）、樹種ではローズウッド、チーク（ミャンマー）が検査対象事業者選定の基準として採用された。検査対象とする国や樹種、製品タイプを検討する際には、OPSSはNEPCon Sourcing Hub等の、一般に入手可能な情報を活用する他、EU諸国の管轄官庁との情報交換で得られた情報を参考にしている。イギリスの国産材については合法性リスクが低いと評価されており、国産材事業者は検査の対象となっていない。

伐採が合法的に行われたか違法であったかを証明することは非常に困難であるという理解の上で、OPSSが検査するのは、オペレーターがデューデリジェンスを適切に実施したかどうかである。検査対象となるオペレーターを選定後、OPSSは検査について2週間程前に通知、関連文書の提出を求めてから立ち入り検査を実施する手段と、通知なしに立ち入り検査を実施する手段を使い分ける。

図4.5は、OPSSが木材関連事業者に対して説明するデューデリジェンスシステムである。OPSSは、EU木材規則に基づき、「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」がデューデリジェンスを実施する要素であるが、その中身については、特に決まったモデルはないと説明する。事業者の規模と能力によって、情報収集能力や、実施可能なリスク低減措置は異なる。

情報へのアクセス	リスク評価	リスク低減
<ul style="list-style-type: none">•製品の概要•樹種•伐採国•量・数•サプライヤー情報•法の遵守を示す公的文書	<ul style="list-style-type: none">•第三者検証•樹種リスク•伐採国のリスク•サプライチェーンの複雑さ•罰則履歴	<ul style="list-style-type: none">•公的・証明文書の評価•サプライチェーンの評価•認証の活用•製品の検査•現場視察

図 4.5 OPSS が木材関連事業者に対して説明するデューデリジェンスシステム

出典：OPSS 提供資料

OPSSは、リスク評価に関して、事業者は、EU木材規則が定めるリスク基準についてどのような情報源（指標、報告書、ウェブサイト）を調べたのか、リスク評価の証拠と、その

判断に至った理由を示す必要があると強調する。「無視できるリスクではない」という判断に至った場合、事業者はサプライチェーンを変更する必要がある。

OPSS の検査を受けた経験のある事業者によると、OPSS の立ち入り検査は 6 時間程度である。検査では、収集した公的文書の内容とその文書が何の合法性を示すのか、そしてリスク評価を行った証拠と、「無視できるリスク」だと判断に至った理由について説明を求められた。

(2) 検査の実績と罰則の適用

イギリス政府は、「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」の施行を 2013 年 3 月 3 日から開始した。しかしながら、オペレーターの取締りと罰則の適用を施行後すぐに開始したわけではなく、段階的に取組を強化してきている。2013 年から 2015 年の間は木材関連事業者に対する啓発活動に焦点をあて、段階的にリスクベースのアプローチによる検査と罰則を適用してきた（図 4.6）。

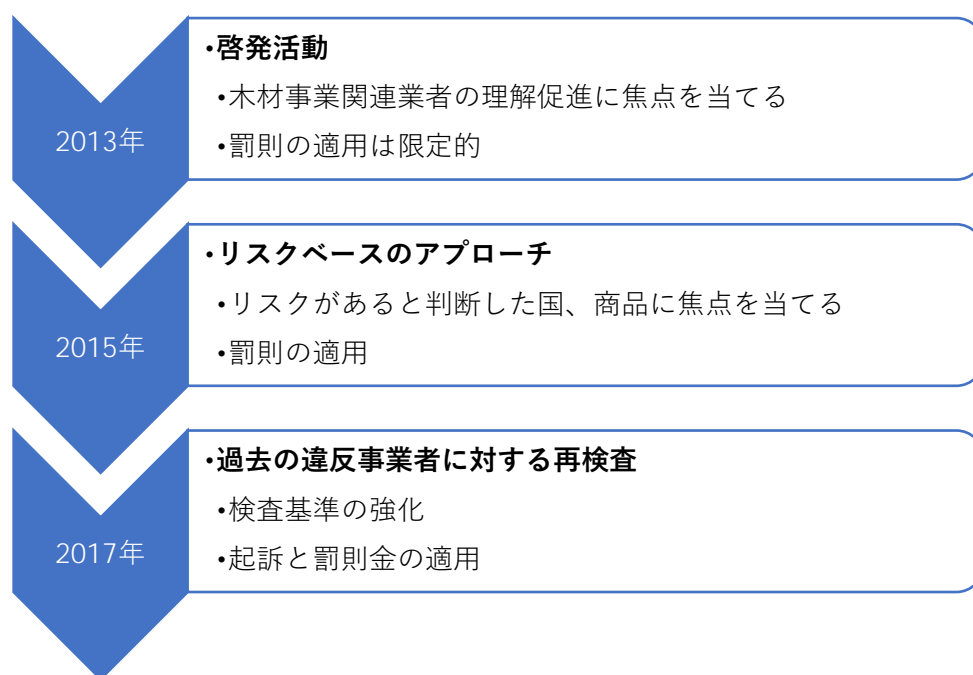


図 4.6 イギリスにおける EU 木材規則実施の過程

出典：OPSS 提供資料

2015 年にリスクベースのアプローチに移行してからは、OPSS は違反の程度を考慮して、3 段階の罰則を適用している（図 4.7）

Warning Letter (警告書)	Notice of Remedial Action (是正措置の通 告)	Prosecution (起訴)
<ul style="list-style-type: none"> •軽度の違反行為 •不遵守であったが、適切な措置をとるようになった 	<ul style="list-style-type: none"> •違反行為（デューデリジェンスシステムを使用・維持していない） •是正措置を特定 •一定期間内に措置を行うことを要求 	<ul style="list-style-type: none"> •デューデリジェンスシステム使用の継続的拒否 •是正措置の通告に対する違反 •違反行為の程度が起訴に相当 •上限のない罰則金 または最大2年間の懲役刑

図 4.7 イギリスで適用される 3 段階の罰則

出典：OPSS 提供資料

「警告書」は、当該事業者に対して出されるだけで、一般に公開されないが、「是正措置の通告」と「起訴」の対象となった事業者は、OPSS のウェブサイト で名前と違反内容（例、デューデリジェンス義務の不履行）と日付、木材製品タイプについて公開される（図4.8）。

OPSS によると、「警告書」か「是正処置の通告」かの判断をする際の重要な違いは、当該事業者が行ったリスク評価と低減措置のクオリティである。OPSS は、初めての違反の場合には、「起訴」を検討することはほとんどない。「起訴」を行う場合は、それ以前の検査で「是正措置の通告」を出したにも関わらず、当該事業者が是正措置を取らなかった場合である。この違反は、国内法第 4 条(g)で規定された是正措置の通告に対する不遵守に該当する。

Office for Product Safety & Standards

**Enforcement Action taken in the period:
1 April to 30 September 2019**

The Office for Product Safety and Standards (OPSS) is part of the Department for Business, Energy & Industrial Strategy. We oversee the regulatory system for product safety and standards in the UK. Our purpose is to make regulation work, so that it protects people and enables businesses to understand their obligations. The statutory enforcement actions listed below were taken by OPSS in 2019.

May 2019

Company: [Redacted]

Action taken:
Notice of Remedial Actions, issued on 29th May 2019 under Regulation 11 of the Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013

Product:
Wooden furniture imported under Commodity Code 9403 from Turkey

Breached regulation details:
Regulation 4(b) of the Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013.

Detail:
[Redacted] failed to implement measures to ensure the timber used had been legally harvested.
OPSS subsequently received written confirmation from Décor Home Furniture Ltd that it is now meeting the obligations of an operator.

事業者名

罰則：是正措置の通告

木材製品名：トルコから輸入され木製家具

違反となった法律：「木材および木材製品（市場への導入）規則2013」第4条

違反内容：使われた木材が合法的に伐採されたかどうかを確認する措置を取らなかった

図 4.8 公開された是正処置の通告例

出典：OPSS (2019)のウェブサイト³⁷

2017年3月から2019年6月にかけて100社のオペレーターを対象に検査が実施され、警告書（32社）、是正処置の通告（25社）、起訴（3件）という結果であった（表4.11）

表 4.11 検査結果（2017年3月～2019年6月）

期間	検査した事業者数	結果		
		警告書	是正処置の通告	起訴
2017年3月～2017年5月	11	1	2	1
2017年6月～2017年11月	27	7	10	1
2017年12月～2018年6月	20	10	7	1
2018年7月～2018年12月	23	7	4	
2019年1月～2019年6月	19	7	2	

出典：UNEP-WCMC「Overviews of Competent Authority EU Timber Regulation checks」³⁸

2019年までにデューデリジェンス義務の不履行に関して3件の起訴が行われた（表4.11）。起訴された事業者3社とも一度「是正措置の通告」を受けたにも関わらず改善措置をとっていなかった。3件の起訴事例では、デューデリジェンス義務の不履行1件につき4,000～

³⁷ OPSS (2019) Enforcement Action taken in the period : 1 April to 30 September 2019 September 2019.

³⁸ <https://www.unep-wcmc.org/resources-and-data/overviews-of-competent-authority-eu-timber-regulation-checks>

5,000 ポンドの罰金と取り締まり調査費用がオペレーターに課せられた。これまでに 1 事業者に課せられた最大の罰金は、2 つの荷口に対するデューデリジェンス違反(8,000 ポンド)と取り締まり調査費用の合計で、13,347.86 ポンド (約 185 万円) であった (表 4.12)。

表 4.12 起訴の事例

起訴年月	起訴内容	罰則金額 (取締り調査費用の回収を含む)	輸入した木材製品
2017 年 10 月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	8,120 ポンド (約 110 万円)	インドから輸入したサイドボード
2018 年 2 月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	7,443 ポンド (約 102 万円)	カメルーンから輸入した ayous (<i>Triplochiton scleroxylon</i>) 材
2019 年 9 月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	13,347.86 ポンド (約 185 万円)	ブラジルマツのベッドフレーム、米国産オークを用いた引き出し

出典：OPSS 「Stationary enforcement actions」³⁹

表 4.12 に示した起訴事例の内、特に国内外の関係者の関心を集めたのは、カメルーンから輸入したアユース材 (Ayous) 材に関するデューデリジェンス違反である。起訴された事業者は FSC-CoC 認証を有しており、輸入した木材も FSC 認証材であった。当該事業者は検査の結果、デューデリジェンスを実施していないと判断され取り締まり調査費用と合わせて 7,443 ポンドが課せられた⁴⁰。このことは、イギリスにおいては、森林認証材を購入するだけではデューデリジェンスを実施したとはみなされず、EU 木材規則を遵守したことにはならないことを示す事例となった。OPSS によると、事業者はその認証が何に対するものなのかを確認、把握することがデューデリジェンスには不可欠であり、リスク評価においては、どの組織が監査を行ったのか、その監査機関の透明性等を考慮する必要があるとのことである。

(3) 中国産合板の検査：デューデリジェンス検査と樹種同定

イギリス政府が行った検査で EU 諸国全体の関係者に大きな影響を与えたのが、2015 年に当時の管轄官庁 (NMO) が発表した中国産合板を輸入する事業者に対して行ったデュー

³⁹ <https://www.gov.uk/government/publications/statutory-enforcement-actions>

⁴⁰ 当該事業者は、違法に伐採された木材を輸入したのではなく、デューデリジェンス義務の不履行と判断され起訴されたのである。

デリジェンス検査と樹種同定検査の結果報告書⁴¹である。

検査の結果、調査対象となった16社のうち14社のデューデリジェンスシステムがEU木材規則を遵守していないと判断された。その理由として挙げられているのは、文書収集、リスク評価、リスク低減措置により事業者が「無視できるリスク」と判断した説明が不十分である、ということである。

また、樹種の確認のためにNMOは、検査対象となった事業者の合板製品を購入し、検査機関に検査を依頼した。検査の結果、事業者が申告した樹種と実際に使用されていた樹種が一致したのは、13製品の内4品だけであった。このことから、NMOは、「合板は、長いサプライチェーンとその原料となる木材樹種（特に特にアフリカ諸国で違法に伐採された木材に由来する）から、潜在的に高い違法性リスクを含む製品である」と結論している（NMO 2015）。

イギリスの木材貿易連合によると、このNMOの報告書によって、合板で使用される木材についてサプライヤーから申告される樹種名が必ずしも正しくないというリスクがあることが関係者の間で認知され、リスク低減措置として樹種検査の実施を事業者や業界団体が考慮するきっかけとなった。

(4) その他の取組

検査以外の取組としてOPSSは、木材関連事業者に対する法遵守支援と啓発活動を行っている。オペレーターに対して参照となるデューデリジェンスのチェックリストと情報収集やリスク評価のために参考となる情報を示す（付属資料1と2）。

OPSSは、事業者向けにワークショップを開催し、EU木材規則における事業者の義務やデューデリジェンスについて説明を行っている。ワークショップでは、監視団体（MO）として登録しているNEPConやSoil Associationに講師として参加協力を依頼している。また、家具、建設、小売業界などの特定の業界グループとの会議を開催し、EU木材規則に関して情報提供、周知を図っている。

さらにOPSSは定期的に木材関連事業者、業界団体と意見交換するための場を設けている。Timber Expert Panel (TEP) という会議を年2回開催し、EU木材規則の対象となる木材関連事業者、業界団体と意見交換を行う他、木材関連事業者と業界団体を対象にビジネス版のSNS上でグループを構築し、EU木材規則のルールに関する疑問点や解決方法につい

⁴¹ NMO (2015) EUTR: Plywood imported from China (<https://www.gov.uk/government/publications/eutr-assessment-of-plywood-imported-from-china>)

てオンライン上で情報・意見交換を行っている。

2) 監視団体の取組と状況

イギリスで活動を登録している監視団体は、SGS と Soil Association の 2 団体である。監視団体は 2 年に一度、OPSS に報告書を提出し、OPSS は監視団体の活動についてレビューを行う。

イギリスでは監視団体の提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者数は限られている。Soil Association はイギリスだけでなく EU 諸国で監視団体として登録しており、EU 全体で 30 社の事業者がデューデリジェンスシステムを提供しているが、イギリスでは 1 社だけである⁴²。なお、SGS がデューデリジェンスシステムを提供している事業者数について OPSS は把握しておらず、事業者数は非常に少ないと考えている。イギリスで監視団体が活用されない理由として以下が挙げられる：

- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使用するという義務はなく、オペレーターは独自に開発したデューデリジェンスシステムを使用できる
- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使用し確認を受けても、管轄官庁の検査とは関係がない（事業者は、お金を払って監視団体による厳しい確認を受けようとは考えない）
- イギリスでは木材輸入事業者の多くが加盟しているイギリス木材貿易連合（TTF）がデューデリジェンスシステムを提供している⁴³
- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使うにはコストがかかる⁴⁴

⁴⁴ Soil Associations のデューデリジェンスシステム使用を含める年間料金は約 14 万～70 万円である。料金はシステムを導入する 1 年目は高めであるが、2 年目から少しは低くなる。料金に含まれる最も大きなコストは監査に係る旅費である。



Office for Product Safety & Standards

「木材および木材製品（市場への導入）規則2013:デューデリジェンスチェックリスト

会社概要			
会社名		記入者氏名	役職
会社所在地とコンタクト情報			
会社登録番号			
デューデリジェンスシステムが適用された製品			

会社情報 / 関連情報

デューデリジェンスの要件: 情報へのアクセス

詳細	説明	証拠
取引製品名と概要		
樹種名 (学名と一般名)		
伐採国: *該当する場合は地域とコンセッション名 *該当する場合は、伐採国に高いリスクがある場合、特定のコンセッションに高いリスクがある場合、または地域によって法制度が異なる場合を意味する		
数量		
当該木材・木材製品を供給するサプライヤーの名前と所在地		
納入先となる取引業者の名前と所在地		
木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書等		

デューデリジェンスの要件: リスク評価	
詳細	証拠/コメント
適用法遵守の保証（適用法の遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む）	
原産国、地域における違法伐採の発生状況（当該地域における武装紛争も考慮する）	
特定の樹種の違法伐採の状況	
国連安全保障理事会が木材の輸出入に対して課している制裁	
木材・木材製品のサプライチェーンの複雑さ	
特定したリスクを考慮したうえで、リスク評価を見直す頻度について	
特定したリスクのレベル	無視できる <input checked="" type="checkbox"/> 無視できない <input checked="" type="checkbox"/>

デューデリジェンスの要件: リスク低減	
リスクが特定された場合、どのようなリスク低減を実施しましたか？	
特定したリスク	リスク低減の行動*
	<p>*リスク低減行動には以下の行動が考えられる（限らない）：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 証拠となる文書の評価； - サプライチェーンにおける企業（伐採業者、取引業者、輸送業者、中間業者等）の評価； - 認証； - 検査； - 現場視察（監査、第三者検証）
特定したリスクのレベル	無視できる <input checked="" type="checkbox"/> 無視できない <input checked="" type="checkbox"/>

付属資料 2 OPSS が事業者提供する情報源

デューデリジェンスシステムに関するガイダンス

- OPSS template: <https://www.gov.uk/guidance/eu-timber-regulation-guidance-for-business-and-industry>
- NEPCon (Sourcing Hub – country specific risk assessment): <https://www.nepcon.org/sourcinghub>
- Form C88 Guidance: <https://www.gov.uk/government/publications/import-and-export-single-administrative-document-full-8-part-set-c88-1-8>

監督団体 (MO)

- SGS: <http://www.sgs.co.uk/>
- Soil Association: <https://www.soilassociation.org/>
- NEPCon: <http://www.nepcon.org>

第三者認証

- FSC: <https://ic.fsc.org/en>
- FSC mapped onto EUTR: <https://www.nepcon.org/library/report/certification-schemes-report-fsc>
- PEFC: <http://www.pefc.org/find-certified/certified-certificates>
- PEFC mapped onto EUTR: <https://www.nepcon.org/library/report/certification-schemes-report-pefc>

法制度

- EUTR Risk Mitigation Measures: <http://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Risk%20mitigation%20measures.pdf>
- EU FLEGT facility (Latest information on the VPA process in various countries): <http://www.euflegt.efi.int/vpa> and <http://www.flegt.org/news>

樹種 – 技術的情報

絶滅危惧種

- CITES: <http://www.cites.org/> and <http://checklist.cites.org/#/en>
- IUCN-Red List: <http://www.iucnredlist.org/>

分類学と用語

- Arbour Harbour: <http://www.woodid.info/>
- Species search: <https://www.speciesplus.net/#/>
- The Plant List (for checking species names): <http://www.theplantlist.org/>

- CITES and timber by Royal Botanic Gardens,
- Kew: http://www.kew.org/sites/default/files/Cites_and_Timber_ed2016_16Dec2016_1.pdf
- US Department of Agriculture (Distribution maps of white oak in the US): <https://www.fs.fed.us/nrs/atlas/tree/802>

違法伐採に関する情報 (NGO とその他第三者機関)

- Chatham House: <http://www.illegal-logging.info/>
- EIA (Environmental Investigation Agency): <http://eia-global.org>
- Forest Trends: <http://www.forest-trends.org/>
- Global Witness: <https://www.globalwitness.org/en/>
- Traffic: <https://www.traffic.org/what-we-do/projects-and-approaches/sustainable-timber-trade/>
- Timberleaks (investigation of illegality in global timber trade): <https://www.timberleaks.org>
- Greenpeace: <https://www.greenpeace.org.uk/what-we-do/forests>
- Global Forest Watch (GFW) monitors global forest use and destruction in real time: <http://www.globalforestwatch.org/>
- Forest Logbook (resources related to timber legality, global): <https://logbook.clientearth.org/countries/glb>
- Open Timber Portal (Multi-partner Transparency ranking for companies): <http://www.opentimberportal.org>
- ETTF Timber Trade Portal (Global, country level risk assessment profiles with a focus on tropical producer countries): <http://www.timbertradeportal.com>
- Global Timber Forum (GTF) (Provides industry news, reports, analysis and statistics on sustainability in the timber sector): <http://www.gtf-info.com/>
- International Tropical Timber Organisation (ITTO) (International organization developing policy documents aimed at promoting sustainable forest management and having annual statistical data on production and trade): <http://www.itto.int/news>
- Proforest (supports responsible production and sourcing of agricultural commodities and forest products): <https://www.proforest.net>
- Responsible Timber Exchange (BVRio) (online trading platform and due diligence system for Brazilian): <https://www.bvrrio.com/login/homepage.do>
- *Global Forest Watch* (GFW) is an online platform that provides near-real-time data and tools for monitoring forests. Includes satellite images to monitor forest loss <https://www.wri.org/our-work/project/global-forest-watch>

特別報告書

- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/blog/timber-imports-conflict-countries-eu-increasing/>

制裁と伐採禁止

- UN: <https://www.un.org/sc/suborg/en/samctions/un-sc-consolidated-list>
- EU: https://eeas.europa.eu/topics/sanctions-policy/8442/consolidated-list-of-sanctions_en
- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/publications/chinas-log-imports-from-countries-with-log-export-bans/>
- Forest Legality Initiative (WRI) (List of logging bans): <https://forestlegality.org/>

一般的な国別情報- 伐採に特化していない

- Transparency International (checking corruption levels of Countries): <http://www.transparency.org/cpi2017>
- Global Conflict tracker: <https://www.cfr.org/interactives/global-conflict-tracker#!/>
- United Nation Security Council: <http://www.un.org/en/sc/>
- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/publications/national-governance-indicators/>
- The New Humanitarian <http://www.thenewhumanitarian.org/maps-and-graphics/2017/04/04/updated-mapped-world-war>

一般的なインターネット情報

- Timber Legality Forum (LinkedIn): <https://www.linkedin.com/groups/13606296>
- Google alerts: <https://www.google.co.uk/alerts>

BENEFICIAL OWNERSHIP

- Bureau Van DIJK (analytics company that will identify owners of a business): <https://www.bvdinfo.com/en-gb>